

緊急時における児童引き渡しについて

京都市立常磐野小学校

下記の緊急事態が児童の在校時に発生した場合においては、児童を一時学校に留め置き、保護者の方に迎えに来ていただいて、児童の引き渡しを行います。

○実施条件

- ① 「避難指示」又は、「緊急安全確保」が発令された場合。
- ② 「震度5弱以上の地震」が発生した場合。
- ③ 「暴風警報」が発令された場合
- ④ 「事件発生」した場合

<児童館の利用について>

①②③の場合においては、開館しません。

③④の場合は「児童調査書」に記入してある「集団下校」か「学校に待機してお迎えをする」に従って行動します。不測の事態においては、全児童引き渡しになることもあります。

○引渡場所

A: 各教室 B: 体育館 C: 運動場

※ 引渡場所の決定は、天候と校舎の被害状況から判断します。（校舎の耐震化は完了しています）

※ 東門は開いていない場合がありますので、正門からお入りください。車での来校はお控えください。

○引き渡しまでの流れ

- ① 実施条件に当てはまるケースが発生した場合、学校は「学校 HP」と「メール配信」で保護者に連絡をします。「震度5弱以上の地震」の場合については、停電の可能性もあるので、学校の連絡がなくても発生時点で保護者は学校へ来てください。
- ② 学校に到着した保護者は、学校の引き渡し準備が整い引き渡し開始が可能となるまで外で待機してください。
- ③ 全学級の引き渡し準備が整い次第、引き渡しを開始します。教室へ行く場合は靴のままです。
- ④ 保護者は自分の学級の受付または教室で、児童を引き取ります。兄弟がある場合、高学年の児童から引き取りしてください。

○引き渡し時に確認させていただくこと

- ・児童の名前、学級
- ・引き取り者の名前、続柄
- ・保護者以外は帰宅先と連絡先

○注意点

- ・必ず、学校の対応に従い、学校の同意なしに児童を引き取らないでください。
- ・保護者もしくは児童調査書に記入した引受人が引き取るようにしてください。引受人が、児童の引き渡しをしようとした場合は、念のため保護者に電話連絡をして確認をします。電子メールなどのやり取りで、委託を受けたことが確認できる場合は、それをお見せください。
- ・児童調査書に記入のない方の引取は、委託を受けたことがわかるものがあっても、念のため電話で確認をします。